

## 区民館利用承諾書(NPO団体)

1. NPO団体の活動にかかる内部会議をする場合は、一般団体に準じて利用できます。この場合の利用は、登録会員名簿に記載された方に限ります。
2. NPO団体の活動として講座・講習会を行う場合は、前月6日（一般団体の電話受付開始日が6日以降となる場合はその翌日）が、予約開始日となります。
3. 申請書提出時に、名簿を提出していただく場合があります。
4. 営利を目的とする利用はできません。
5. 施設の定員を超えての利用はできません。
6. 宴会や食事会など、飲食を主目的とする利用はできません。
7. 使用料の支払いは、前日（土・日・祝日・年末年始を除く。一番町集会室、四番町集会室、内神田集会室は土・日・祝日・年末年始を除く3日前）までに済ませてください。お支払いが無い場合はキャンセル扱いとなります。
8. 予約後に利用しなくなった場合は、すみやかにキャンセルの連絡をしてください。
9. 利用承認を受けた権利を、他に譲ったり、貸したりすることはできません。
10. 利用の際は、利用承認書を受付に提示してください。
11. 利用時間は、準備と片付けの時間を含みます。
12. 利用時間より早く来館した場合は、待機スペースなどについて係員の指示に従ってください。
13. 施設及び備品は大切に扱ってください。万一、施設等に損害を与えたときは、相当額の弁償をしていただきます。
14. 利用後は、机などの備品を元どおりに片づけてください。
15. ゴミはお持ち帰りください。
16. 登録内容に変更があった場合は、直ちに登録内容変更の届出をしてください。
17. 代表者は、利用者に区民館の利用上の注意を周知し、徹底させてください。
18. 区民館の利用形態は、随時変更となることがありますので係員の指示に従ってください。
19. 上記が守られなかった場合や千代田区区民館条例に違反した場合には、登録が取消され、利用ができなくなることがあります。

**千代田区長 殿**

★ 区民館を利用するにあたり、上記各項目を理解し、承諾します。

年 月 日

団体名	
代表者氏名 (自署)	